

## 姓について

宣 憲 洋

韓国語と日本語はとても良く似ている。

極端に言えば韓国語の文の構造は日本語とほぼ同じであると言える。

韓国語の論文などは語を単純に入れ替えるだけで日本語として十分意味が通じるほどである。

あまりに似ていると、つい全く同じだろうと考えてしまいがちだが、助詞の使い方などでひどく異なることがあり驚かされることもある。

例えば日本語では「…に乗る」、「…に会う」と言うが、韓国語では日本語に直訳すると「…を乗る」、「…を会う」と言う。

また日本語では「乗り換える」、「着替える」などと言うが、これが韓国語になると「替え乗る」、「替え着る」となる。

あまりに似ているために個々の語そのものの意味もまったく同じであろうという予断をしてしまいがちだが、この予断が当たらないこともしばしばある。

例えば、韓国語では薬やスープは飲むものではなく食べるものである。

似ていながら違うものの一つに姓がある。ここに姓というのは、現代的、一般的意味での姓(名字とも言う)のことである。

なお、姓と氏との違いは次のようであるらしい。「現在、氏は主に法的に使用し、姓は慣習的に用いることが多い。氏の性格は通説としては、単なる「個人の呼称」とされている。」<sup>(1)</sup>

姓という語の概念的意味は韓国語と日本語でさほど大きな違いはない。

因みに『広辞苑』(第二版)によると【姓】①かばね。②氏。苗字。とあり、【氏名】は、「うじと名。姓と名と」とある。

また、「うじ【氏】とは、①血縁関係のある家族群で構成された集団。氏族。②日本古代では、氏族に擬制しながら実は祭祀・居住地・官職などを通じて結合した政治的団体。その内部は、姓(かばね)を異にする家族群に分かれ、上級の姓を持つ家族群が下級の姓の家族群を支配し、最下層には部民(べのため)および奴婢がある。③家々の血統に従って伝えて称する名。また家の称号。」とある。

ハングル学会編『国語大辞典』<sup>(2)</sup>によると【姓】「一族と一族を区別する名。血統を同じくする者に伝えられる。」とあり、更に例文として「[姓を変えるやつ。] ひどく悪い者。」とあり、【姓を変える。】「①二度としないと念を押す時使うことば。②壮言したり断言する時に言うことば」と説明されている。

両言語とも語の概念的意味はほぼ同じと言えるが、韓国語の姓の用例①、②にみられるように、韓国語の「姓」の内包的意味には日本語が全く持っていないものがある。

日本では結婚するとほとんどの女性が姓を変え夫の姓を名乗る。また養子縁組をした場合は男性でも養親の姓に変える。

子を持つ女性が結婚し、離婚し再婚すると、その子が三度も姓を変えることも起こりうる。

日本では姓が絶対不変のものという意識はない。

ところが韓国では姓は変ることがありえないものなのである。

身体髪膚は両親から受け継いだものだから、それを傷つけないことが孝の第一歩（孝経）であるように、姓も祖先から受け継いだ大切なものであるから変えるなどは考えることも出来ないものである。

そのような国民的共通認識があつてこそ先の用例①、②が生まれるのである。

金一勉は韓国の姓に関して次のように書いているが、これは韓国人一般の常識とも合致する。

「周知のように儒教道徳が徹底して浸透している朝鮮の民族にあつては、その先祖の血統を重んじ、父祖の姓を命のように遵守した。

父祖の血統（姓）を遵守するが故に、その女子が他家へ嫁しても夫の姓に従うことなく、依然として父方の姓を名乗っている。

つまり、朝鮮の人間は出生と同時に、絶対不変の自己の姓を守り通すのである。したがって、同姓同本<sup>(3)</sup>の親族以外の者を養子として迎え入れることはできない。これは中国も同様である。

このように朝鮮における姓には、次のような五つの鉄則が厳しく遵守されていた。

その一、姓は男系血統の象徴として子孫万代に継承される。

その二、死を選ぶとも自己の姓を変えることはない。

その三、同姓同本の間では絶対に婚姻しない。（新羅王族と高麗王族は例外）

その四、養子となるものは同姓同本の者でないと不可。

その五、女子が他へ嫁いだ時も絶対に自己の姓は変えない。」<sup>(4)</sup>

このような韓日両国民の姓にたいする考え方の違いに無知であつた日本の為政者は植民地朝鮮において創氏改名という無謀な挙に出た。

もっとも彼らがこの姓に対する考え方の違いを知っていたところで政策が変つたとは思えない。

なぜなら彼らは朝鮮語の使用ばかりか、その研究までを禁止するなど、民族抹殺を究極の目標としていたのだから。

創氏改名を拒否して自殺を選んだ人もいた。次はその一人の遺書である。

「悲しい、柳健永は千年の古族なり…つとに、この国土が亡びたときに死損ない、三十年間の恥辱を受けて今や血族の姓までも奪い取ろうとする。

同姓同本が互いに通婚し、異姓を養子とし、婿養子が自分の姓を捨てて妻の姓に従うという。

これは禽獣の道を、五千年の文化民族に対して強要するものである…

わたし柳健永は獣として生きるよりはむしろ清き死を選ぶなり。」<sup>(5)</sup>

その他、姓に関し日本と韓国で異なる点には次のようなものがある。

日本では法的には人の名前を氏名と言ひ公文書に名前を記載する欄を氏名欄とするが、これが韓国ではそれぞれ姓名、姓名欄となる。

姓の数も両国で非常に異なる。日本は韓国に比べ姓の種類が多い。日本には表記の異なる姓が8万4千、<sup>(6)</sup>読み方だけを基準にすると異なる姓は13万もあるとのことである。しかも字を見ただけでは読み方の分からない難解な姓も多い。

日本に比べ韓国の姓は少なく、わずか258<sup>(7)</sup>に過ぎない。

日本の表記の異なる姓だけを対象にしても、日本は韓国の 325 倍もある。両国の人口比（韓国・朝鮮人民共和国合計 6,537 万人：日本 1 億 2,361 万人）が全く問題にならないほどの差である。

ただし、韓国人の姓で人口 100 万人以上を占める大姓すなわち金・李・朴・崔・鄭氏等の中には本貫<sup>(3)</sup>が異なるものが多い。

例えば金氏のばあい本貫が 500 もあり、李氏 470、朴氏 314、崔氏 326、鄭氏 210 ある。

本貫が異なる場合は同姓であっても親族という意識はない。

韓国の姓は日本の姓に比べ、このよう少ない。しかもそのほとんどが一字姓である。二字姓（複姓という）は八種類程度しかない。

これに関し『韓国姓氏大観』には「我が国に現存する複姓は南宮・皇甫・司空・鮮于・諸葛・西門・獨孤・東方等八姓程度であるが昔はこれよりずっと多かった。

百済には扶餘氏をはじめ再曾・古爾・司馬・首彌・黒齒・木苧氏等があり、高句麗には明臨・乙支・似先氏等があり、この他にも多くの複姓があった。

今日、日本で主に複姓を使うのは百済文化を受け入れた影響のためのようだ。」<sup>(8)</sup>とある。

因みに中国では明の太祖の時（在位 1368～1398）呉沈が「千家姓」を選び、1968 姓を収集したという記録があるが、現今伝わるものは近年の集計によれば単姓 446、複姓 60 合計 506 とされているとのことである。<sup>(9)</sup>

さて、ごく最近まで日本法務省は帰化申請の際、帰化申請者の姓を日本的姓に変えることを許可の条件としていた。

このような政策もあるいは姓に対する考え方の違いを理解していないところに由来するののかも知れない。

しかし最近になって、有名なプロサッカー選手のように外国の姓を音訳して漢字表記し帰化後の姓として戸籍に載せることも可能になったようだ。

日本の国際化が進み、開けた多文化社会になって行くこと、姓を見たり聞いたりしただけでは日本人か外国人か判別できない社会の到来が期待される。

### （注）

- (1) 久武綾子『氏と戸籍の女性氏』世界思想社、1988 年、2 ページ
- (2) Hangeul 学会編『Urimal Keun Sajeon』、語文閣、1991 年、ソウル
- (3) 「同本」、本とは本貫のことであり始祖の生地のことである。貫郷とも。
- (4) 金一勉『朝鮮人がなぜ「日本名」をなのるか』、三一書房、1978 年、65 ページ
- (5) 金一勉、前掲書、64 ページ
- (6) 中外アソシエーツ編集部『名字 8 万よみかた辞典』、紀伊国屋書店、1998 年
- (7) 崔徳教・李勝羽共著『韓国姓氏大観』、1971 年、創造社、ソウル、27 ページ)
- (8) 崔徳教・李勝羽、前掲書、27 ページ
- (9) 日中民族科学研究所編『中国姓氏事典』、1978 年、国書刊行会、3 ページ